

「海上自衛隊下総航空基地におけるキッチンカーの設置及び営業」

募集要項

令和6年9月
海上自衛隊下総航空基地厚生隊

募集要領

1 募集の内容

海上自衛隊下総航空基地において、職員及び来隊者の利便性を確保するため、キッチンカーの設置及び経営を行う業者を本要領に従い募集する。

2 設置等の概要

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

(2) 設置業種

キッチンカー

(3) 設置場所

千葉県柏市藤ヶ谷無番地

海上自衛隊下総航空基地 厚生センター前

(4) 設置日時

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で業者が希望する日とし営業時間は、原則として、午前10時から午後4時までの間とする。

なお、営業の開始及び終了の時間については、施設の状況等により変更する場合がある。

3 申請資格

(1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者

(2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(3) 本要領に掲げる事項のほか、「仕様書」及び「国有財産使用許可書」に定める条項を遵守できるものであること。

(4) 暴力団との関係及び出店に関する事項の誓約書を提出できる者

4 公募説明会

公募説明会は、募集開始日から募集終了日の前日（土、日及び休養日を除く。）の午前9時から午後4時の間、参加希望業者との調整により逐次実施する。

参加希望業者は、来隊希望日の2日前までに、会社名、参加者氏名（2名以内）及び担当者連絡先をFAX（様式適宜）又は電話により、第4項（2）記載の担当者まで連絡する

5 申請要領等

次に定める提出書類を作成の上、提出先に対し**募集期間内に持参又は募集期間内に到着するように郵送**する。

なお、提出された書類は返却しない。

(1) 提出書類

ア 申請書（別紙様式第1）

イ 企画提案書（別紙様式第2）及び企画提案書付属書類

※ 企画提案書には次の事項を必ず記載し、付属書類（販売商品カタログや任意書式（日本工業規格A4用紙を使用）による補足説明資料）を添付する場合は、1部にまとめて提出する。

a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）

b 年間の販売予定日数及び1回あたりの使用平米数

c 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

d クレーム又は要望等があった場合及び事故又はトラブル等が発生した場合の対処方法

e 海上自衛隊下総航空基地内における営業方針

- f その他アピールポイント
- ウ 業務確約書（別紙様式第4）
- エ 誓約書（別紙様式第5）
- オ 役員名簿（別紙様式第6）
- カ 設置日要望票（別紙様式第7）
- キ 戸籍謄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
- ク 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- ケ 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- コ 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- サ 印鑑証明書
- シ 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し

（注）上記提出書類のうち、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する業者の場合は、資格決定通知書の写しを添付することにより、キ、ク及びケに定める書式に代えることができる。

（2）提出先

〒277-0931

千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1

海上自衛隊下総航空基地隊 厚生隊（担当者：永田）

電話：04-7191-2321（内線2312）

FAX：04-7192-3990

（3）募集期間

令和6年10月 7日（月）午前8時から

令和6年10月29日（火）午後4時まで

6 失格事項

次に示す内容に該当する行為があつた場合は、失格とする。

- （1）募集期間を過ぎた後に提出書類が提出された場合。
- （2）提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合。
- （3）提出書類等に虚偽の記載があつた場合。
- （4）審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合。
- （5）その他、応募業者として不相当であると認められる行為が確認された場合。

7 選考の方法

提出された企画提案書に基づき書類審査を行い、設置業者として相応しいか否かを海上自衛隊下総航空基地隊司令が決定する。

8 決定予定日

令和6年11月8日（金）

申 請 書

令和 年 月 日

海上自衛隊下総航空基地隊司令 殿

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

印

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

千葉県柏市藤ヶ谷無番地に所在する海上自衛隊下総航空基地において、キッチンカーを設置し、営業を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

企 画 提 案 書

業者名：

1 主な販売予定商品
2 年間の販売予定日数及び1回あたりの使用平米数
3 従業員管理（身元管理、健康管理等）（200字以内）
4 クレーム又は要望等があった場合及び事故又はトラブル等が発生した場合の 対処方法（200字以内）

5 海上自衛隊下総航空基地内における営業方針（200字以内）

6 その他アピールポイント（200字以内）

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

海上自衛隊下総航空基地隊司令 殿

「海上自衛隊下総航空基地におけるキッチンカーの設置及び営業」への応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地

フリガナ
商号又は名称

印

フリガナ
代表者の氏名

法人個人の別

個人 ・ 法人

フリガナ
担当者の氏名

電話番号

F A X

誓約書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第6により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速

やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管国有財産部局長

北 関 東 防 衛 局 長 殿

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

設置日要望票

業者名	
-----	--

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
希望日												

(合計日数： 日)